

新宮市規則第 19 号

新宮市パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 5 月 25 日

新宮市長 上田 勝之

新宮市規則第 19 号

新宮市パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬に関する規則の一部を
改正する規則

新宮市パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬に関する規則の一部を改正
する規則を次のように定める。

令和 8 年 5 月 25 日

新宮市長 上田 勝之

新宮市パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬に関する規則の一部を改正する規則

新宮市パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬に関する規則（令和２年新宮市規則第３号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の条の表示及びそれに対応する改正後の欄の条の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の欄の条を当該改正後の欄の条とする。
- (2) 次の表中、改正後の欄の条及び号に対応する改正前の欄の条及び号が存在しない場合にあっては、当該改正後の欄の条及び号を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前			
(種類)				(種類)			
第 3 条 （略）				第 3 条 （略）			
(1) ～ (18) （略）				(1) ～ (18) （略）			
(19) 早出遅出勤務に係る報酬							
(早出遅出勤務に係る報酬)							
第22条 早出遅出勤務に係る報酬は、市立病院に勤務するナースエイドであるパートタイム会計年度任用職員が、午前 7 時から午後 3 時までの間に割り振られた早出勤務、又は午前10時30分から午後 7 時までの間に割り振られた遅出勤務に従事した場合に支給する。							
(支給額)				(支給額)			
第23条 （略）				第22条 （略）			
(支給方法)				(支給方法)			
第24条 （略）				第23条 （略）			
(支給額の特例)				(支給額の特例)			
第25条 （略）				第24条 （略）			
(雑則)				(雑則)			
第26条 （略）				第25条 （略）			
別表（第20条関係）				別表（第20条関係）			
種類	基準	支給額	備考	種類	基準	支給額	備考
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	

改正後				改正前			
病児病後児保育施設業務に係る報酬	1 日につき	500円		病児病後児保育施設業務に係る報酬	1 日につき	500円	
早出遅出勤務に係る報酬	1 回につき	1,000円	その勤務時間が早出勤務又は遅出勤務である場合				

附 則

この規則は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。